

○第153回肥料・飼料等専門調査会

日時：令和2年7月31日（金）10：00～12：09

議事概要：

（1）動物用医薬品（ピランテル）の食品健康影響評価について 継続審議となった。

* テトラヒドロピリミジン系の駆虫薬で、馬等の寄生虫駆除に使用されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）動物用医薬品（ナフシリン）の食品健康影響評価について

審議の結果、「1日当たりの本成分の推定摂取量は、ADI の値を超えないことから、評価の考え方^注の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で動物用医薬品として使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

* β -ラクタム系の抗菌性物質で、日本国内では動物用医薬品として承認されていません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（3）動物用医薬品（メシリナム）の食品健康影響評価について

審議の結果、「1日当たりの本成分の推定摂取量は、ADI の値を超えないことから、評価の考え方^注の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で動物用医薬品として使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

* β -ラクタム系の抗菌性物質で、日本国内では動物用医薬品として承認されていません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（4）動物用医薬品（酢酸イソ吉草酸タイロシン）の食品健康影響評価について

審議の結果、「1日当たりの本成分の推定摂取量は、ADI の値を超えないことから、評価の考え方^注の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で動物用医薬品として使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部

修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

* マクロライド系抗菌性物質で、日本国内では鶏及び豚用の動物用医薬品として承認されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

注：「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。）（参考資料2）